

J R 東海労働組合関西地「申」第5号  
2025年9月18日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

## 2025年度職場改善諸要求の申し入れ（運輸所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、未だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって、組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

### 記

#### I. 新幹線各駅・各車両所における危険箇所及び設備の改善要求

- (1) 各車両所の昇降台（手摺りのサビ・階段滑り止め・頭上の突起物・長さ等）を整備すること。
- (2) 大一両西電の組替線及び名両の安全通路の渡り板は、冬季凍結で滑り危険なため滑らないラバーを貼り付けること。
- (3) 東二両着発25番線における手歯止め使用に関し、No. 3位に変更すること。
- (4) 安全通路での左右確認喚呼は、「右よし・左よし」に戻すこと。
- (5) 名古屋電留線昇降台付近、安全通路付近及び東一両安全通路付近の雑草は、定期的に伐採し、除草すること。
- (6) 名古屋電留線の安全通路における不安定箇所（コンクリートブロック）を整備すること。
- (7) 新横浜駅におけるホーム柵の鎖錠鍵は、一か所に変更し、掛け外しし易い物にすること。

#### II. 責任事故等起こりうる危険箇所の改善要求

各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。

### Ⅲ. 寝室・備品等、職場内設備の改善要求

- (1) 三島車両所、寝室のハンガー掛けの高さを低くすること。
- (2) 寝室の布団及び毛布の乾燥を定期的に行うこと。
- (3) 寝室の毛布は、夏季には邪魔になるばかりか、汚れるので、毛布置き場を設置して、そこに保管すること。
- (4) 寝室に空気清浄機及び除湿出来るエアコンプラズマクラスターに変更すること。
- (5) 寝室のエアコンの清掃を定期的に行うこと。
- (6) 寝室のスリッパを通気性の良いゴムスリッパに変更すること。
- (7) 寝室の枕を新調すること。
- (8) 寝室のダニ対策及びカビ対策を定期的な行うこと。
- (9) 寝室の浴衣は、各サイズ（L/M/S）を用意すること。
- (10) 東二両乗泊に洗濯機を増設し、3階と5階洗面所に乾燥機を設置すること。
- (11) 各運輸所の浴室に設置している洗濯機・乾燥機を増設すること。
- (12) 各職場の自販機の内容を充実させること。

### Ⅳ. その他の改善について

- (1) 個人貸与のタブレットの2025年10月から施行開始される「find」の使用に関して、訓練時間に十分な時間をかけて教育させること。
- (2) 訓練の待ち時間は、「2項」超勤とすること。
- (3) 制服の更衣時間を労働時間とすること。
- (4) 運転士の体調の異常に対応するため運転士免許取得の車掌を必ず1人以上乗せること。
- (5) 運転中の安全確保及び異常時の迅速対応を考慮して車掌3人乗務とすること。
- (6) 連続休暇の不可日をなくすこと。
- (7) 乗務員は、年間予備月が8ヵ月あり、生活設計に影響があるので休日は前月10日に発表すること。
- (8) 毎月25日の勤務発表時の「空白日」をなくすこと。
- (9) 新大阪ホーム詰所は、常時使用可能とすること。
- (10) 異常時の後部車掌乗り継ぎのため、新大阪の西方に詰所（現、全日警詰所）を設置すること。
- (11) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。
- (12) 東京駅の折り返し座席汚損交換は、乗務員でなくSMTに委託すること。
- (13) 大阪の運輸所入口は、守衛の警備員がいることからカードリーダーの通しは止めること。
- (14) 三島車両所の浴室に下駄箱を設置すること。
- (15) 制服ズボンのポケット内布地の強度を高めること。
- (16) アルコール検査で各車両所での検査は、乗務員個人の業務スマホで行うのではなく、車両所設置のスマホで検査すること。
- (17) 予備勤務者の指定は、全乗務員に隔たりなく公平・公正に指定すること。

- (18) 30日以上勤務に就かない退職前提の有給休暇及び私傷病等に伴う有給休暇の場合、通勤定期券の払い戻し制度を廃止すること。
- (19) 社員の有給休暇や保存休暇に於ける、会社からの呼び出しは絶対に行わないこと
- (20) 異常時等における連続労働時間は労基法第34条を遵守し、あらかじめ定められた時間に休憩時間を与えること。
- (21) 折り返し準備時間は、定められた労働時間であり、異常時等において勝手に削減しないこと。
- (22) 異常時等における勤務で退出前に休憩時間を強要しないこと。また、あらかじめ定められた退出時刻後の休憩時間を指示した場合は、その時間を「2項」超勤扱いとすること。
- (23) 異常時等における配給の食事内容をおにぎり等の軽食でなく駅弁などに改善すること。
- (24) 車掌業務スマホにカイズを設定するが、乗務中に勝手にログオフされ、気付かない場合がある。重要な通信が途切れることになるから改善すること。車掌から応答ない場合、指令が責任持って、車内列車無線か業務スマホに連絡してくること。

以上